

# IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol.37 (2016 年 7 月～2016 年 10 月)

一般財団法人日本エネルギー経済研究所  
地球環境ユニット

パリ協定の年内発効が確定的となるとともに、国際民間航空部門での温暖化対策が合意されるなど、国際社会における取組みで大きな進展がみられた。ただ、これらの国際的な取組みも、今後、具体的な実施に向けて、検討しなければならない点が多く、実効的な実施を担保するための措置が、どのように策定されていくのか注視していく必要があるだろう。

各国の国内の動きを見ていくと、それぞれの国の事情を反映して、大きく異なる状況となっている。米国では、既存の石炭火力発電所に対する CO<sub>2</sub> 排出規制を定めたクリーンパワープラン (CPP) に対して州政府の対応が大きく分かれている。その一方で、中国は、排出量取引制度の導入に向けた準備作業が進み、また日本では、更なる省エネに向けた対策や低炭素電源の導入を促進する取組みの検討されており、パリ協定の下で約束した削減目標の達成に向けた政策の整備が行われている。

地球環境ユニット担任 常務理事 黒木 昭弘

## 目次

1. 国際的な取組みで大きな動き (パリ協定年内発効の確定と ICAO の合意) .....	2
2. 米国クリーンパワープラン最新動向： 実施凍結下の各州の動き .....	3
3. カリフォルニア州の排出量取引制度、排出枠の大量の売れ残りが発生 .....	5
4. 中国における炭素取引市場の動向 .....	6
5. 更なる省エネルギーの取組みの推進に向けた動き .....	7
6. 建築物省エネ法の施行が段階的に開始 .....	8
7. 電力の環境配慮型入札の見直しへ向けた検討が開始 .....	9

## 1. 國際的な取組みで大きな動き（パリ協定年内発効の確定と ICAO の合意）

パリ協定では、加盟した国の排出量の合計が、世界の排出量の 55%を越えること、加盟国数が 55 カ国を越えることを発効条件としており、10 月 4 日、EU が批准することで、この二つの要件を満たし、11 月 4 日にパリ協定の発効することが確定した。京都議定書では、排出量の要件を満たすためロシアの批准を待つてようやく発効したため、議定書採択後、発効までに 8 年もの時間を要したが、パリ協定では協定の採択後、1 年足らずで、発効することとなった。

これまでに、9 月 3 日の米、中、印など主要な排出国がパリ協定の批准をおこなっている点も京都議定書とは異なる。京都議定書では米国が批准せず、批准した中国には何らの削減目標も課せられていなかったため、その実効性に大きな疑問符がつくことになったが、パリ協定については、米国が加盟し、中国も温室効果ガス（GHG）の削減目標を設定するなど、京都議定書において問題として指摘されていた課題を克服した内容となっており、国際社会における温暖化対策へ取組む気運を高めることになるだろう。

一方で、パリ協定の実施のための具体的な規則の制定については、未だに合意の目途が立っていない。パリ合意においては、実施のための具体的な規則については、今後、第 1 回のパリ協定締約国会合（CMA1）において採択される予定となっている。パリ協定が 11 月 4 日に発効することから、この予定に従えば、今年の COP22 に合わせて開催される CMA1 において、実施規則を合意しなければならなくなるが、各国の見解は大きく異なる。果たして合意が得られるのか、不透明な状況であり、たとえパリ協定が発効したとしても、実効性をもって運用されるためには、越えなければならないハードルは多い。

それ以外にも、国際民間航空部門における温暖化対策が、9 月 27 日からカナダ、モントリオールにおいて開催された国際民間航空機関（ICAO）の第 39 回総会において合意された。国際民間航空部門については、UNFCCC の規制の対象外とされ、これまで積極的な対策は取られてこなかったが、今回の合意により、2020 年以降、国際民間航空部門においても一定の温暖化対策が実施されることになる。合意された取組みでは、2020 年以降、2020 年の排出水準に国際航空部門の排出量を抑えることを目標とし、その目標達成のために、クレジットメカニズムの活用を認める。2021 年から 2025 年までを自主的な参加の下で実施し、2026 年以降、全ての国の参加が義務となる。設定された目標値については、“緩い”との指摘もあるものの、これまで実質的に野放しだった国際民間航空部門における CO2 排出量について一定の規制が設けられることから、今回の合意を評価する声もあるものの、国際民間航空部門においては、GHG 削減対策はほとんど取られてこなかったことから、今回の合意は大きな前進と評価することは可能だろう。ただ、ICAO における取組みについても、今後、具体的な実施方法を検討していく必要性があり、実効性のある取組みとしていくためには、まだ検討しなければならない点が多い。

（文責：小松 潔）

（出所）

- [1] Reuter “Paris climate accord to go into force - but faces test of enforcement” Oct 3, 2016  
<http://www.reuters.com/article/climatechange-paris-idUSL2N1C911O>
- [2] Reuter “U.N. sets limits on global airline emissions amid dissent” Oct 6, 2016  
<http://www.reuters.com/article/us-climatechange-aviation-idUSKCN1261QR>

## 2. 米国クリーンパワープラン最新動向： 実施凍結下の各州の動き

米国の既設発電所の CO<sub>2</sub> 排出規制であるクリーンパワープラン (CPP) に対して、現在反対する複数の州がその取り消しを求めて連邦環境保護庁 (EPA) を提訴している。2016 年 2 月に連邦最高裁が、この訴訟が決着するまでは CPP の実施を凍結する判断を下したが、その後も連邦政府内では CPP の実施準備や効果分析が続けられているだけでなく、CPP の実施準備を続ける州と実施準備を停止する州に分かれるなど、CPP 賛成派・反対派に分かれ異なる動きに出ている。

EPA や CPP 推進派の解釈では、最高裁の実施凍結の判断の効果は、CPP を実際に実施することは禁じることにとどまり、実施の「準備」を行うことは禁じられていない。このため、EPA は引き続きルールの細目やガイドラインの策定を続け、州によっては自主的に州の実施計画策定を続けている。

現在 20 州で実施計画を策定中、8 州で実施計画の策定について検討中、19 州で実施計画策定を凍結中となっている<sup>1</sup>。

賛成派の中で、州計画の策定を最も進めているのはカリフォルニアである。同州は、現在運営しているキャップアンドトレード制度の 2020 年以降の計画において、CPP の実施も可能にする内容としている。また、オレゴン州では、2030 年までに石炭火力による電力供給をゼロにする法案を議会が可決しており、CPP の遵守を促す措置が既に取られ始めている。今後これらの州に続いて、各州が州計画の内容が明らかにしていくことが予想される。

また、CPP の取り消しを求めて EPA を訴えている州のなかでも、州計画の策定は継続している州もある点も注目すべきである。たとえば、ワイオミング州は EPA を訴えている州の一つであるが、敗訴の可能性を懸念して、州計画の作成を継続している。また、バージニア州等では、州知事や州議会の決定で CPP の州計画策定を禁じているが、「CPP の州計画」と呼称しないだけで、発電部門の低炭素化計画の策定が行われている。

このように、原告側も州計画を策定しているのは原告側も敗訴する可能性を認識しているためである。CPP を巡る裁判は、最終的には最高裁まで上訴されることが確実と見られている。現在、最高裁は一つ空席があり、次期大統領が新たな判事を指名することになると見られているが、もしクリントン候補が大統領に当選すれば、民主党寄りの最高裁判事が指名されることになり、CPP 裁判も、CPP の合法性を支持する方向で決着する可能性が高くなる。原告団は、こうした可能性を踏まえ、敗訴した場合に備えているものと考えられる。

2 月に最高裁が下した CPP 実施凍結は、推進派にとっては大きな衝撃となり、反対派からはこれ以上ない吉報として受け止められた。しかしながら、実施凍結の判断の実際の効果は、一部の州の計画策定を凍結したにとどまり、CPP 反対派の州を含め多くの州が引き続き州計画の策定を継続しているのが現状である。

(文責：渡辺俊平)

<sup>1</sup> 残りの 3 州（バーモント、ハワイ、アラスカ）は現在州計画の策定対象となっていない。

(出所)

- [1] The Hill, "Oregon lawmakers approve far-reaching climate change bill," March 6, 2016  
<http://thehill.com/policy/energy-environment/271611-oregon-approves-far-reaching-climate-change-bill>
- [2] The Hill, "Supreme Court ruling on Clean Power Plan doesn't halt EPA action or change timeline" March 16, 2016  
<http://thehill.com/blogs/pundits-blog/energy-environment/273189-supreme-court-ruling-on-clean-power-plan-do-esnt-halt>
- [3] E&E Publishing, "E&E's Power Plan Hub: Supreme Court Stay Response,"  
[http://www.eenews.net/interactive/clean\\_power\\_plan#planning\\_status\\_chart](http://www.eenews.net/interactive/clean_power_plan#planning_status_chart)
- [4] US Environmental Protection Agency, Clean Energy Incentive Program, June 16, 2016  
<https://www.epa.gov/cleanpowerplan/clean-energy-incentive-program>
- [5] Bloomberg BNA, "California Proposes 258.6 Million Ton Emissions Cap for 2030," July 14, 2016  
<http://www.bna.com/california-proposes-2586-n73014444710/>
- [6] New York Times, "Fighting Obama's Climate Plan, but Quietly Preparing to Comply," July 19, 2016  
<http://www.nytimes.com/2016/07/20/us/obama-clean-power-plan.html>

### 3. カリフォルニア州の排出量取引制度、排出枠の大量の売れ残りが発生

米国、カリフォルニア州において 2013 年から実施されている排出量取引制度では、取引される排出枠の大部分をオークションで配分することになっているが、2016 年 5 月に行われたオークションにおいて、売却予定の排出枠のうち 11% しか買手がつかず、9 割近くもの大量の排出枠の売れ残りが発生したことが明らかになった。

これについて、制度の下での排出削減対策が功を奏したと評価する専門家がいる一方で、カリフォルニア州の制度の将来性について、市場関係者が疑惑を持ち始めたためではないかとの指摘もなされている。

実際、カリフォルニア州の排出量取引制度については、現時点では、2020 年までの制度しか構築されていない。また、カリフォルニア州の排出量取引制度、特にオークションについて産業団体が、新たな課税措置であるとして提訴した訴訟において、第一審では原告（産業団体）が敗訴したものの、第二審の審議において、第一審の判断が覆されるかも知れないとの見方も出始めている。

もし、排出枠のオークションを新たな課税措置であると裁判所が認めた場合、州政府は改めて議会から 3 分の 2 の賛成を得なければならないが、このような広範な支持を得られるのか、現時点では難しいとの見方が一般的である。そのため、訴訟の行方次第では、2020 年以降の排出量取引制度自身の存続も危ういものとなる。

このような制度継続の不確実性を踏まえ、今年に入り多くの企業が排出枠を市場に売却し、取引量が大きく伸びた一方で、2 月頃から入札への需要が減り始めて、ついには 5 月の入札で大量の売れ残り排出枠が発生するに至ったのではないかとの指摘がなされている。7 月に入り、カリフォルニア州の大気資源局（ARB）から、2020 年以降の排出量取引制度の草案が発表されたが、果たしてオークションが課税措置であるのかどうか、裁判の結果は、まだ出ておらず、市場関係者の懸念にこたえることは出来ていない。

そもそも、2020 年以降の排出量取引制度を構築する権限が、州政府の大気資源局に属するのか、それとも議会に属するのかについても様々な見解がある。大気資源局は州政府（大気資源局）に属するとの立場をとっているが、州議会においては議会による承認が必要との見解を示す議員も少なくない。

この問題については、当面は何らかの解決が図られる見込みは少ないが、温暖化対策に関しては米国内で先駆者としての役割を果たしてきたカリフォルニア州の今後の温暖化対策に大きな影響を及ぼすことは間違いない。

（文責：小松 潔）

#### 出所

- [1] Los Angeles Times (2016/6/19) California's cap-and-trade program faces daunting hurdles to avoid collapse  
<http://www.latimes.com/politics/la-pol-sac-climate-change-challenges-20160614-snap-story.html>

#### 4. 中国における炭素取引市場の動向

中国発展改革委員会の高官は 6 月、準備中の全国統一炭素取引市場の対象産業は石油化学、化学、窯業、鉄鋼、非鉄金属、紙・パルプ、電力、航空の 8 産業を予定しているとしたうえで、全国の CO<sub>2</sub> 排出量に占める対象企業の割合が 40-50% 程度になる見通しを示した。そして、現在「炭素排出権取引管理条例」と実施細則の早期制定を推し進めており、2017 年に全国市場の開設を目指していることを明らかにした。

中国はすでに今年 2 月に全国統一市場の開設の準備のために、上記 8 産業において年間エネルギー消費量で標準石炭換算 1 万トン以上の企業に対して CO<sub>2</sub> 排出の実態報告を求めた。このエネルギー消費量の条件をもとに試算すると、統一市場の参加企業数が計 4,191 社になるほか、CO<sub>2</sub> 排出量が 36.7 億トンで全国の総排出量に占める割合が 48.0% になるとの結果が発表されている<sup>[1]</sup>。この場合 CO<sub>2</sub> 排出量規模を比較すると、中国の統一市場は現在 1 位の欧州市場 (EU-ETS) の 2 倍になる見通しであり、世界の温暖化問題への取り組みにおける中国の存在感が大きく高まると思われる。

一方、中国発展改革委員会は 2014 年、省令にあたる「炭素排出権取引管理条例暫定方法」を公布したが、これを法律にあたる「炭素排出権取引管理条例」の制定に格上げした。つまり統一市場を設立するための法的な根拠を設け、制度の実行性を強化する狙いがあると思われる。インターネット上のリーク版の条文を見ると、統一市場の管轄権は全面的に中央政府の発展改革委員会にあり、地方政府は運営上の管理が求められていること、取引市場の対象基準が地域差の考慮よりも全国画一の基準の導入が優先されること、個人の参加や先物市場の構築なども計画されているようであるが、正式な条例公布を深く注意する必要がある。

他方、既存の試行的な取引制度として実施されている 7 市場（北京市、上海市、深セン市、天津市、重慶市、湖北省、広東省）とは別に、新たな地方市場の構築の動きが報道されている。そのうち、甘肃省・人民政府<sup>[2]</sup>は 6 月 20 日に「甘肃省が全国統一炭素市場構築を確実に実施する方案」を公布した。同方案によると、甘肃省は第 1 段階（2016 年から 2017 年）では、全国統一炭素市場に参加する全国重点企業を選定するとともに、省独自の取引市場に係る制度設計を行い、第 2 段階（2018 年）では初期割当を行い独自市場の運営を開始するとし、独自炭素市場の運営を目指している。また、福建省・発展改革委員会の HP<sup>[3]</sup> や関連報道によると、福建省も省独自の炭素市場の構築を目指しており、8 月に登録システムの構築、10 月に海峡株式取引センターにおいて実験的に運営を開始、12 月に正式に実施する計画となっている。これらの動きがさらに全国的に広がるかどうかは、全国統一市場の動きとともに今後注目する必要がある。

文責：沈 中元

出所

- [1] 沈中元（2016 年 5 月）、中国の統一炭素市場の規模に関する試算－40 億 t·CO<sub>2</sub> に迫る巨大市場の意味すること、[eneken.ieej.or.jp/data/6645.pdf](http://eneken.ieej.or.jp/data/6645.pdf)
- [2] 甘肃省動向 [www.gansu.gov.cn/art/2016/6/24/art\\_4786\\_277561.html](http://www.gansu.gov.cn/art/2016/6/24/art_4786_277561.html)
- [3] 福建省動向 [www.fjdpc.gov.cn/show.aspx?ctlid=572483&Id=107118](http://www.fjdpc.gov.cn/show.aspx?ctlid=572483&Id=107118)

## 5. 更なる省エネルギーの取組みの推進に向けた動き

2015 年 7 月 16 日に決定した「長期エネルギー需給見通し」では、レファレンスケースと比較して、高効率技術の導入と運用面でのエネルギー効率改善により 2030 年までに 5,030 年万 kL の省エネルギーを行うとしている。結果として、最終エネルギー消費の GDP 原単位は現状から 2030 年までに約 35% 改善することが見込まれている。この改善は 1970 ~90 年に達成したのと同等の大幅改善であり、年率換算では年平均 2% 程度の改善を想定している<sup>[1]</sup>。

これとは対照的に、1990 年から 2010 年の最終エネルギー消費の GDP 原単位改善は 12% であり、年率換算では 0.63% の年平均改善に留まっていた。製造業を中心とし既に効率改善が進展した上に、生産構成の変化ならびに生産量自体の減少、ならびに業務・家庭部門における機器導入量の増加等、様々な要因が原単位改善スピードの低下に影響している。こうした状況を踏まえると、2030 年までに年平均 2% 程度のエネルギー効率を改善するためには、現状の政策措置に留まらず、新たなアプローチを推進することが必要となる。

経済産業省は 2016 年 4 月に「エネルギー革新戦略」を策定、省エネルギー政策についてパラダイムシフトが重要であると指摘している。なかでも、企業間の相互連携が深まる現在の産業構造を踏まえ、共同省エネの考え方を発展させ、業界単位やサプライチェーン単位の省エネルギーの取組みが重要であるとしている<sup>[2]</sup>。

経済産業省の諮問機関である省エネルギー小委員会では、2016 年 6 月の会合において、省エネルギー政策のパラダイムシフトに向けた議論が開始した。サプライチェーンの高度化として挙げられる事例は、需要予測共有によるサプライチェーンの高度化がある。現状ではサプライチェーンにおいて、各社が行う需要予測に基づき発注を行っており、各社が機会ロスを回避するべく過剰な生産や在庫を抱えることが一般的である。これにより、廃棄が増加しているのと同時に、需要予測のずれにより、返品等が多発するため配送トラックの積載率低下や無駄なトラック配送につながっている。過剰生産の抑制とエネルギー効率の改善に結びつけるため、サプライチェーン各層が、需要予測を共有することが望ましいとして、検討されることになった<sup>[3]</sup>。

これに加え、E-Commerce の増加と共に、宅配便個数が増加しており、特に再配達により、トラックの年間 CO<sub>2</sub> 排出量の 1% に相当する約 42 万トンの CO<sub>2</sub> が発生しているとの指摘がある<sup>[4]</sup>。これに関し、現在省エネルギー法の対象外となっているインターネット通信販売事業者への省エネルギー法の規制拡大等を考慮すると共に、再配達の機会を減少させることによる省エネルギーの推進が検討されている。

これらの取組みは、2016 年度中に規制ならびに助成措置等の具体策を検討し、2017 年度からの実施が予定されており、省エネルギーの推進に向けた一助となることが期待される。

(文責 土井 菜保子)

(出所)

- [1] 経済産業省. 「建築物のエネルギー性能の向上に関する法律案について」  
[http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150716004/20150716004\\_2.pdf](http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150716004/20150716004_2.pdf)
- [2] 経済産業省. 「エネルギー革新戦略」  
<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160419002/20160419002-2.pdf>
- [3] 経済産業省. 「エネルギー革新戦略を踏まえた新たな省エネ政策の方向性」  
[http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene\\_shinene/sho\\_ene/pdf/017\\_02\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/sho_ene/pdf/017_02_00.pdf)
- [4] 国土交通省. 「宅配の再配達の削減に向けた受け取り方法の多様化の促進等に関する検討会 報告書」  
<http://www.mlit.go.jp/common/001106397.pdf>

## 6. 建築物省エネ法の施行が段階的に開始

2015 年 7 月に公布された建築物省エネ法の一部が 2016 年 4 月 1 日から施行された。建築物省エネ法は大きく規制措置と誘導措置の 2 つに分けられ、施行されたのは省エネをより自主的に促進するためのインセンティブを付与する誘導措置である。誘導措置は、①一定の要件を満たした場合に容積率算定に特例を設ける性能向上計画認定制度、②基準に適合している旨を表示できる省エネラベル制度、から成る。

性能向上計画認定制度は容積率を緩和させることで省エネ設備の導入を促進させることを目的としている。容積率緩和の条件は①太陽熱などの再エネ関連設備や燃料・蓄電池、コージェネレーションなどの省エネ設備を導入し、②省エネ基準よりも 10%（住宅）から 20%（非住宅）以上効率が高い建築物である。この条件を満たした場合、省エネ設備が設置されている床面積分だけ法定上限を超えて面積を拡張できる制度となっている。これまで省エネ設備による光熱費削減のメリットと設備の敷地占有による利用空間減少のデメリットがトレードオフの関係にあったものをこの制度により解消できることになる。しかし、本制度により省エネ設備の導入が大きく促進されるか今後の結果を注目したい。本制度の対象となる省エネ設備は燃料電池やコージェネレーションなど初期導入費用が高い設備が中心となっている。そのため、本制度による導入効果はある程度、期待できるが、初期費用を低減する補助金制度の方がより効果的ではないかと考えられる。対象となっている機器の導入を促進するための補助金制度は既に存在しており、この既存の制度と新しい制度を組み合わせることでより効果的な支援が期待できる。

省エネラベル制度は省エネ基準に適合している建築物の場合にその旨が記載されているラベルを広告（WEB を含む）や契約書類に記載できる制度である。この制度ではエネルギー性能の高い建築物に対してラベルを表示することで、消費者への情報提供を行い購買行動の変化を期待するものである。しかし、現状では建物の省エネラベル自体の認知度の低さと、CASBEE や BELS など他の基準に基づくラベルが氾濫していることもあり、この省エネラベル制度の導入が、どれだけ効果を持つか既存の建築物の省エネラベルの整理やラベル自体の認知度向上が重要なポイントになる。

年度初めに誘導措置が施行された建物省エネ法であるが、上記の通り一定の効果は期待できるが課題も多い。したがって、今後は誘導措置以外にも、省エネを推進するための措置、例えば補助制度など他の政策との組み合わせも検討することが必要になると考えられる。

（文責 小川 元無）

（出所）

- [1] 国土交通省(2016)「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の概要」  
<http://www.mlit.go.jp/common/001127790.pdf>
- [2] 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構(2016)「建築物省エネ法に係る性能向上計画認定、認定表示制度の手引き」  
[http://www.ibec.or.jp/seminar/files/kst/kst\\_20160401.pdf](http://www.ibec.or.jp/seminar/files/kst/kst_20160401.pdf)

## 7. 電力の環境配慮型入札の見直しへ向けて検討が開始

7月12日、環境配慮契約法<sup>2</sup>基本方針検討会の下に設置された電力専門委員会（第1回）が開催された。本年4月から電力が小売全面自由化となり、電力供給契約に関する情勢変化等が生じたこと、さらには、地球温暖化対策計画及び政府実行計画<sup>3</sup>が閣議決定され、政府全体で温室効果ガスの削減等の対策を一層進める必要性が高まったこと等を踏まえ、電力の環境配慮型入札の見直しへ向けて具体的に検討するために本専門委員会が開催された。本専門委員会は10月下旬までに3回開催し、検討結果を取りまとめる予定で、第1回（7月12日）では具体的な検討議題が提示され、事実確認や今後の進め方等について議論された。今後、本委員会において見直しが議論されるポイントは次の2つである。

- ① 対象施設の拡大（契約電力50kW未満の施設等における具体的な運用のあり方）
- ② 壁切り設定の見直し（電力の小売全面自由化を踏まえた壁切り設定の考え方）

「対象施設の拡大」については、電力の小売全面自由化により新たに環境配慮型入札の対象となる契約数がどの程度あるか等、実態を踏まえた上で今後対応が検討されていくことが想定される。

一方、注目すべきは「壁切り設定の見直し」である。これまで、電力の環境配慮型入札は、公正な競争の確保（原則、複数事業者の参入確保）の観点を踏まえつつ、地域の実情を勘案し、従来の供給区域ごとに二酸化炭素排出係数等の壁切り基準<sup>4</sup>が設定されてきた。言い換えれば、旧一般電気事業者が入札参加資格を満たすような壁切り基準（配点）が設定されてきたともいえる。

しかし、電力の小売全面自由化に伴い、小売電気事業者は全需要家に自由に電気を供給可能となったことから、従来のように地域の実情を勘案し供給区域ごとに壁切り基準を設定することが果たして妥当なのかどうか、改めて議論される。これにより、壁切り設定がこれまでの供給区域ごとに設定される「地域別配点」から全国一律の壁切り設定が適用される「全国共通配点」に見直される可能性も考えられる。

壁切り設定の見直しについては丁寧かつ慎重な議論が必要である。現状のとおり、壁切り項目における二酸化炭素排出係数の配点比重が高い中で「全国共通配点」が導入されると、入札参加資格は相対的に更に高いハードルとなり、結果として入札参加者が、一部の事業者に偏ってしまうことが想定される。地域間の電源構成に違いがあること（事業者間の排出係数のバラつきが大きいこと）や電力の小売全面自由化直後の過渡期であることを踏まえつつ、今後の議論にあたっては、現行の運用を維持することや、壁切り項目の配点比重の見直し等も含め、柔軟に検討されることが望まれる。

（文責 熊澤 翔）

<sup>2</sup> 正式名称は、「国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」。環境配慮契約法の下、国等の施設における電力供給契約の入札時には、価格のみで判断するのではなく、温室効果ガス等による環境負荷についても考慮して契約を締結するよう求められており、入札参加資格として壁切り基準が設定されている。

<sup>3</sup> 政府実行計画では、2030年度の温室効果ガス排出量を政府全体で40%削減（2013年度比）することを目標として掲げている。

<sup>4</sup> 壁切り項目として、以下の必須項目や加点項目をポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格が与えられる。

＜必須項目＞二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー活用状況

＜加点項目＞グリーン電力証書の譲渡予定量、需要家への省エネ・節電に関する情報提供

(出所)

- [1] 環境省、「平成 28 年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会（第 1 回）資料 4（平成 28 年 7 月 12 日）」  
<http://www.env.go.jp/council/35hairyo-keiyaku/y3510-04/mat04.pdf>
- [2] 環境省、「環境配慮契約法基本方針関連資料（平成 28 年 2 月）」  
<http://www.env.go.jp/policy/ga/20160201kannrennsiryou.pdf>
- [3] 環境省、「電力供給契約における入札の競争参加資格について（地域ごとの裾切り配点例に係る環境省内通知）（平成 27 年 12 月 14 日）」  
<http://www.env.go.jp/policy/ga/H27haitenrei.pdf>
- [4] 地球温暖化対策推進本部、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）（平成 28 年 5 月 13 日）」  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai35/pdf/jikko\\_keikaku.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai35/pdf/jikko_keikaku.pdf)